

令和5年度山形県サービス管理責任者研修（更新研修）
及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修） 実施要領

【追加募集】

1 目 的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

- サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者は制度が見直され、令和元年度より更新制度になりました。5年ごとに更新研修を修了する必要があります。
- 更新研修を期日までに終了しない場合、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の資格は失効します。
- ※ ただし、平成30年度までにサービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修を修了した者については、経過措置により、令和5年度末まで資格は有効です。令和5年度末までに本研修を受講することにより、令和6年度以降もサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として従事することができます。
- ★令和5年度は経過措置の最終年度となります。**

2 主 催 山形県

3 主 管 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

4 受講対象者

平成31年3月31日までにサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての従事要件を満たしている者で、令和4年度までに本研修を受講していない者。

※ 「従事要件を満たしている者」とは、平成30年度（平成31年3月31日）までに①及び②の研修を修了している者になります。

- ① 相談支援従事者研修（初任者研修又は特別研修）
- ② サービス管理責任者研修（介護分野、地域生活（身体）分野、地域生活（知的・精神）分野、就労分野、児童分野）又は児童発達支援管理責任者研修（以下、「サービス管理責任者等研修」という。）

※ 下記2点に該当する者は、令和6年度以降の受講対象者となります。

- ・令和3年度以降に、サービス管理責任者等研修（実践研修）を修了した者。
- ・令和元年度から令和4年度までに、サービス管理責任者等研修（更新研修）を修了した者。

【注意】

初回の更新研修受講に実務経験は必要ありません。（令和5年度までの経過措置）

ただし、2回目以降の更新研修には、受講日前5年の間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験、又は現にサービス管理責任者、児童発達管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事していることが必要です。

5 研修日程、会場

研修は1日間とし、下表のように圏域ごとに分かれて講義及び演習を行います。

受講を希望する日程を第3希望まで入力することができます。

開催日	会場		追加募集
令和5年7月7日(金)	庄内会場	庄内総合支庁 講堂 (〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1)	各会場 20名 程度
令和5年7月11日(火)	最上会場	最上総合支庁 講堂 (〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034)	
(変更後) 令和5年7月19日(水)	村山会場①	山形県総合運動公園 大会議室 (〒994-0000 天童市山王 1-1)	
令和5年7月21日(金)	置賜会場	置賜総合支庁 講堂 (〒992-0012 米沢市金池七丁目 1-50)	
(変更後) 令和5年7月28日(金)	村山会場②	村山総合支庁 北村山地域振興局 講堂 (〒995-0024 村山市楯岡笛田 4-5-1)	

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策等の状況により研修の延期、中止または会場の変更、実施方法の変更となる可能性がありますので御承知ください。

※ 申込状況によっては、必ずしも希望する会場になるとは限りません。

6 研修カリキュラム

正式なカリキュラムは受講決定後にお知らせします。

なお、研修には事前課題があります。(課題については、受講決定後にお知らせします。)

【研修カリキュラムの経過措置について】

令和5年度までは経過措置を適用し、全1日間の研修となります。

令和6年度以降は13時間の講義及び演習(全2日間)を予定しています。

7 追加募集

追加で各会場20名程度募集し、超過する申込があった場合は、下記の点を考慮し選定を行います。

(先着順ではありません。)

- ① 山形県内の事業所でサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として従事する者(予定も含む)
※ 山形県外の事業所に勤務または勤務予定の者の申込みは受け付けておりません。
- ② 同一事業所から複数名の受講申込がある場合は、優先順位の高い者
※ 申込状況によっては、同一事業所あたり上位1名のみのお受講とさせていただきます。

8 受講申込

(1) 申込に係る注意事項

- ◇ 同一事業所から複数名の申込みを行う場合は、必ず優先順位を付してください。
- ◇ 受講決定後の受講者及び会場の変更はできません。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、オンラインでの実施に変更する場合があります。

で、御理解の上、お申込みください。

- ◇ 車椅子の利用、手話通訳の必要性等事前に配慮を要することがありましたら、電子申請の入力項目に御記入ください。なお、詳細を確認するため直接連絡させていただく場合がありますので、御了承ください。
- ◇ 研修修了後、事業所に配置される際には、別途、指定権者による実務経験の内容について審査等が行われますので予め御了承願います。

事業所の所在地	指定権者
山形市	山形市指導監査課
村山圏域（山形市以外）	村山総合支庁地域健康福祉課
最上圏域	最上総合支庁地域健康福祉課
置賜圏域	置賜総合支庁地域保健福祉課
庄内圏域	庄内総合支庁地域保健福祉課

(2) 申込方法

「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」で電子申請してください。

受講希望者 1 名につき 1 回の電子申請が必要です。電子申請の完了後、案内通知送付先メールアドレス宛に受講希望者毎に【申込完了通知メール】が自動発信されます。

電子申請の流れ

「(別添 3) 電子申請の流れ」を参照してください。

① やまがた e 申請 山形県電子申請サービス

(URL : https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/offer/offerList_initDisplay.action)

または、令和 5 年度山形県サービス管理責任者研修及び児童発達支援管理責任者研修実施案内のホームページから電子申請案内のリンクをクリックし、「やまがた e 申請 山形県電子申請サービス」のトップページを開いてください。「手続き一覧」の中から、「令和 5 年度山形県サービス管理責任者研修（更新研修）及び児童発達支援管理責任者研修（更新研修）申込」をクリックしてください。

② **利用者登録せずに申し込む方はこちら** をクリックし、説明を読んで手続き内容を確認し、利用規約に同意した場合、**同意する** をクリックしてください。

※ 利用者登録をせずに申し込むことができます。

③ 連絡先メールアドレスを入力し、**完了する** をクリックすると、折り返し、入力したメールアドレス宛に申込みフォームの URL をお送りします。

※ 迷惑メール対策や URL リンク付きメールを拒否する設定等を行っている場合は、解除してください。

④ URL から申込みフォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

※ 氏名及び生年月日は修了証書に記載するため、正確に入力してください。

※ メールが届かない場合は、申込みが完了していない場合があります。

※ やまがた e 申請 電子申請サービスは、システムメンテナンスや通信障害等により利用を停止する場合があります。**電子申請は早めに手続きしてください。**

⑤ 申込み完了後は「電子申請完了」メールが届きます。このメールに整理番号とパスワードが記載されているので、研修が終了するまで削除しないようお気を付けください。

【申込内容を確認する場合】 「(別添4) 申込内容の確認方法・申込内容の変更」を参照してください。

トップページから **申込内容照会** を選択し、メールに記載されている整理番号とパスワードを入力してください。

(申込内容照会：https://s-kantan.jp/pref-yamagata-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action)

【申込内容を変更する場合】

申込内容照会 メニューから、修正を行う申込の処理状況を確認し、「**修正する**」ボタンをクリックして、申込情報を変更します。

※注意事項※

修正を行うには、処理状況が **【処理待ち】** もしくは **【返却中】** の申込に限られます。

申込期限後の修正はできませんので、御注意ください。

(3) 申込締切日

令和5年5月30日(火) 23時59分まで手続き完了

※ 電子申請は上記期限以降のアクセスや入力は一切できません。時間に余裕をもってお申し込みください。

※ 締切を過ぎたお申込みは、いかなる事情があっても受付しませんので御注意ください。

(4) 必要書類等 (電子申請時、データを添付)

① **(山形県以外で研修を修了した場合)**

・ 相談支援従事者研修 (講義部分) の修了証書の写し

・ サービス管理責任者等研修の修了証書の写し

(なお、山形県主催の研修を修了された方は不要です。)

② **(研修修了時から氏名が変更となっている者)**

電子申請の入力フォームにその旨を入力し、氏名変更があったことを証明する書類を添付してください。(例：研修修了時の氏名が記載されている運転免許証のコピー、住民票の写し等)

なお、電子申請での添付が出来ない場合、申込締切日まで必要書類の写しを郵送してください。

《送付先》

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当宛

『更新研修添付書類 在中』と記載してください。(令和5年5月30日(火)消印有効)

(5) 受講可否の決定通知は、令和5年6月5日(月)に電子メールで通知する予定です。

なお、選考結果に関するお問合せには一切お答えできませんので、御了承ください。

9 修了証書

全科目 (講義、演習も含む) を修了した方には山形県知事による修了証書を交付しますが、次に該当する方については交付しないことがありますので御注意ください。

◇ 定められた期日に事前課題の提出がない場合、または課題の取組が不十分な場合

◇ 私語、途中退席、居眠り、研修とは関係のない携帯電話・スマートフォン等の使用等、著しく受講態度が悪いと判断した場合 (グループワーク等での消極的な態度も含む。)

◇ 受講申込の内容に虚偽があった場合又は受講に対し不正行為があった場合は、修了証書交付後であって

も受講を取り消す場合があります。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

10 その他

- (1) 研修の受講料として2,500円を申し受けます。(徴収方法は受講決定時に連絡します。) なお、研修の受講料はいかなる理由があっても返金しません。
- (2) 旅費等の研修にかかる費用は、各所属において負担してください。
- (3) 受講者に関する個人情報、研修の受講名簿・名札の作成、履修状況管理、研修終了後の修了証書の発行等、研修事業関連のみの目的で使用し、他の目的で使用することはありません。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受講の際には検温、体調管理及びマスク着用、こまめな手指消毒、石けんによる手洗い等の徹底の御協力も併せてお願いします。
発熱や咳等の風邪症状がある方は受講をお控えください。
研修実施中は適宜会場内の換気を行いますので、各自上着等で温度調整をお願いします。
なお、今後の国の動向等により、対応等に変更がある際には、受講決定時にお知らせいたします。
- (5) 本研修の開催に際し変更があった場合には下記 URL (山形県ホームページ) に掲載しますので、適宜御確認ください。

<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/gyoji/kenshuu/h26sabikankensyu.html>

- (6) 本研修に関する問い合わせは下記にお願いします。
《研修の内容(事前課題、受講料振込等)に関する問い合わせ》

〒990-0057 山形市宮町一丁目3-36

社会福祉法人山形県社会福祉事業団事務局 事業調整課

TEL 023-623-9127 FAX 023-623-9123

《電子申請、研修制度(受講に必要な実務要件、資格要件等)に関する問い合わせ》

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

山形県健康福祉部障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当：遠藤、綿貫

TEL 023-630-2148 FAX 023-630-2111